

西海市教育委員会（令和6年第4回定例会）会議録

期 日：令和6年4月26日（金） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、川南 まつみ、矢吹 希己代、武宮 智

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課 課長 岩永 勝彦

課長補佐 山下 健悟 森下 直也

（書記） 副参事 長岡 竜児

社会教育課 課長 尾崎 淳也

課長補佐 白濱 義晴、大石 克也

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第4回定例会教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、川南委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

西彼青年の家理事会

退職辞令交付式

西海市辞令交付式

西海市教職員辞令交付式

教育委員会辞令交付式

令和6年度大島こども園入園式

西海東小学校入学式

大瀬戸中学校入学式

令和6年度第1回長崎県都市教育長協議会

第 25 回天正遣欧少年使節ゆかりの地首長会議
令和 6 年度長崎県市町村教育委員会連絡協議会総会

5. 議事

日程第 1 「議案第 35 号 西海市就学支援委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第 1 「議案第 35 号 西海市就学支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第 35 号 西海市就学支援委員会委員の委嘱について」です。提案理由ですが、人事異動等により欠員が生じたので西海就学支援委員会設置条例第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの在任期間とするものです。1 ページ下段のほうに参考条文を掲載しております。2 ページをご覧ください。よろしいでしょうか。今回新たに委員としてお願いする方ですが、番号で言いますと 2 番永田純一先生、4 番、これは教頭先生ですね、亀田雅宏教頭先生、6 番小西清明校長先生です。それと 11 番市の保健師になります。永野涼子委員です。任期につきましては先ほど説明したとおり、残任期間として令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日というふうな形になります。なお、番号 5 番ですね、勤務する学校が変更となっておりますので備考欄についても修正をかけております。あわせて 7 番についても同様です。ご審議のほどお願いいたします。

○教育長

ただいま、議案第 35 号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第 35 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第 35 号 西海市就学支援委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 「議案第36号 西海市教科書採択協議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第2 「議案第36号 西海市教科書採択協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第36号 西海市教科書採択協議会委員の委嘱について」です。提案理由ですが、令和7年度から中学校で使用する教科用図書採択について、西海市教科書採択協議会設置条例の規定に基づき、協議又は調査を行うため、当該協議会の委員を委嘱しようとするものです。参考条文については記載のとおりです。2ページ裏面をご覧ください。今年度につきましては、中学校の教科書の採択をいたします。その関係で1番中富洋幸先生、2番森田美智子先生、そして5番、山口淳校長が新たに委員として委嘱する予定にしております。また、7番につきましては、勤務校が変更となっておりますので、備考へ修正をかけているところです。委員の任期につきましては、「令和6年5月1日から採択案の教育委員会への報告の日まで」というふうな形で委嘱予定にしております。実際、8月の定例教育委員会に採択案について提案する予定にしておりますので、併せてお願いしたいと思います。提案理由等については以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第36号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第36号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第36号 西海市教科書採択協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 「議案第37号 西海市立小・中学校省令主任等の任命について」

○教育長

日程第3 「議案第37号 西海市立小・中学校省令主任等の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第37号 西海市立小・中学校省令主任等の任命について」提案理由ですが、令和6年4月1日付けの長崎県教職員の人事異動に基づき、各学校、校長の意見を徴し、別紙のとおり任命しようとするものです。参考条文につきましては、小中学校の管理規則の抜粋を掲載しております。その中で、省令主任等がどのようなことを行うのかというところもあわせて規定をしておりますので、確認をしていただきたいというふうに思います。具体的な省令主任等につきましては、3ページ、一覧表としてまとめております。学校ごとに教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主任、又は生徒指導主事、進路指導主事、研究主任、司書教諭、そして初任者研修拠点校指導教員及び校内指導教員を別に表としてまとめております。この表の中で丸印につきましては、今回新たに任命をする方になります。二重丸につきましては兼務する方で主な兼務する場合の主たる主任を示しているところです。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第37号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第37号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第37号 西海市立小・中学校省令主任等の任命について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 「議案第38号 西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」

○教育長

日程第4 「議案第38号 西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第38号 西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」提案理由ですが、令和6年3月31日で公民館長等の任期満了及び職員の辞任に伴い欠員が生じたので、西海市公民館の設置及び管理に関する条例第7条及び西海市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条及び第3条の規定に基づき、新たに職員を委嘱するものです。なお、任期満了に伴う新規職員の任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日まで、欠員による補欠職員の任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの前任者

の残任期間とするものです。参考条文につきましては、1 ページから裏面 2 ページのほうに掲載をしております。今回、委嘱する方、公民館長、主事及び書記の名簿につきましては、3 ページから 4 ページに記載をしております。そのうち大串校区公民館、そして崎戸地区公民館につきましては、任期満了に伴い、新たに委員として公民館長等をすすね、委嘱する内容です。そのほかの公民館につきましては、任期途中で職員の交代ということでご理解をしていただければと思います。変更があっている公民館ですが、大串校区公民館が館長及び主事が変更となっております。崎戸地区公民館については書記が変更になっております。平島公民館につきましては、主事が変更になっております。裏面をご覧ください。松島地区公民館については館長が変更になっております。委員の任期につきましては、名簿案に記載のとおりです。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第38号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第38号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第38号 西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 「議案第39号 西海市立図書館協議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第5 「議案第39号 西海市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第39号 西海市立図書館協議会委員の委嘱について」です。提案理由ですが、委員の任期途中の交代により変更が生じたので、西海市立図書館の設置及び管理に関する条例第6条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和5年としておりますが、ここは令和6年の誤りです。申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。令和6年6月1日から令和7年5月31日までの残任期間とするものです。参考条文につきましては1 ページ下段のほうに記載をしております。裏面2 ページをご覧ください。図書館協議会委員の名簿案になります。

す。今回変更となる委員につきましては3番谷下理恵委員になります。任期につきましては、記載のとおりです。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第39号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第39号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第39号 西海市立図書館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 「議案第40号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第6「議案第40号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第40号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」です。提案理由ですが、委員の異動により欠員が生じたため、スポーツ基本法第31条及び西海スポーツ推進審議会条例第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和6年4月1日から令和6年7月31日までの残任期間とするものです。参考条文につきましては、1ページから2ページに掲載しております。3ページをご覧ください。よろしいでしょうか。今回、交代をする委員につきましては、5番島大輔委員、6番吉村裕雄委員になります。これにつきましては教職員の人事異動に伴う変更となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第40号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第40号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第40号 西海市立図書館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第41号 西海市部活動の地域移行あり方検討委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第7「議案第41号 西海市部活動の地域移行あり方検討委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第41号 西海市部活動の地域移行あり方検討委員会委員の委嘱について」です。提案理由ですが、委員の異動により欠員が生じたため、西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例第3条及び第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和6年4月1日から令和7年9月30日までの前任者の残任期間とするものです。参考条文につきましては、1ページ下段のほうに記載をしております。裏面2ページをご覧ください。よろしいでしょうか。今回、変更となる委員につきましては、1番島大輔委員になります。これも同様教職員の人事異動に伴うものになります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

議案第41号の説明がありましたが、質疑ありませんか。北島委員、どうぞ。

○北島委員

この件については目標期限を持ちながらの議論だと思うのですが、昨年の議論について簡単にご説明ご報告頂ければと思います。

○社会教育課長

はい。昨年のこの検討委員会につきましては、2回ほど開催をしたところです。その中で第1回目につきましては、やはり国の動きや、県の動き、そして県内市町の動きを、やはり各委員の皆様方にご理解をしていただいて、西海市の目指すべき方向性について共通理解を図るということで、まずは、県の部活動の地域移行に関する担当部署の担当者の方に来ていただいて、全体的な、広い意味で理解を深めたところになります。それを受けて、第2回目につきましては、やはり、その各部活動の実態を把握するという一方で、その中で部活動ごとに、要は学校の垣根を越えて部活動ごとに、実態をそれぞれの競技ご

とに話し合いをしてもらおうというふうな形の動きをしていったところです。やはりその部活動の状況のところがあります。団体競技であったり、あるいは個人競技というところも違いますし、その部活を構成する生徒数であったり、外部指導者の状況であったり、そういった違うところがありますので、そういったところを理解するということです。事務局でも動いてきたところですが、そういった実態を踏まえまして、今後はどのように進めていくのか。要は基本的な方向性の計画ですね、事務局としての計画を提案して、次の会です、集まっていた際、いろんな立場でのご意見を頂きたいというふうな形で考えております。実際、各部活動での協議の場については、事務局の方でも調整をしながら進めているところですが、なかなかそれに時間を要しているところがあります。当初、計画したスケジュールでは、ちょっと進められてないというところあり、令和5年度の反省点ではないのかなというふうに考えているところです。委員が言われましたように、やはりそのスケジュール、ある程度国が示すスケジュール等もあります。県が目指すべきスケジュールというところもありますので、やはり、今後はですね、できるだけスムーズにいろんなご意見を頂きながら進めていくような、工夫を事務局としてもしなければいけないのかなというふうに考えているところです。以上です。

○教育次長

ただいまの件につきましてちょっと私のほうからも補足したいと思うのですが、部活動の地域移行についてはですね、大きく二つの視点から導入されたと思われま。一つは生徒数の減少によってですね、それぞれの学校でもう部活動が成立しないというようなところが全国的にもたくさん出てきているというところ。もう一つは先生方の働き方改革で、先生方の顧問の負担を軽減するという、そういう視点から導入されております。また、ところですが、最終的には民間の部活動にかかわって民間のクラブに移行するというような意向を国は持っていると思うのですが、地域によって、そのような民間のクラブがないような地域もたくさんございます。今ある部活動を先生方の手を離れて、少なくとも土日については、ほかの方に指導していただくというところですね。何とかこう持っていけないかなと今考えているところなんです。来年度に向けてですね、とりあえず「土日の部活動を先生方の手を離れて実施するにはどうしたらいいか」ということを大きな課題として取り組んでいるところでございます。保護者の経済的負担であるとか、あるいは送り迎えの負担であるとかですね、今までに比べてやっぱり保護者の負担も一定お願いしなきゃいけないかなと思っておりますけども、まずはその「土日の指導者の確保」そういう課題があるかなと思っておりますので、今年何とかですね。今年は今のところ、サッカーとバレーボールですかね。この二つが先行してちょっとモデルケースとして、取り組んでみたいかなと今考えているところでございます。そういう状況でございます。

○教育長

その他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第41号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第41号 西海市部活動の地域移行あり方検討委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第42号 西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第8「議案第42号 西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第42号 西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」です。提案理由ですが、人事異動に伴い委員に欠員が生じたので、西海市奨学資金貸付基金条例第11条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの残任期間とするものです。参考条文につきましては、1ページ下段のほうに記載をしております。2ページ選考委員会の委員の名簿案を掲載しております。今回変更となります委員ですが1番前山貴子委員、2番浅山康成委員、7番島大輔委員になります。市の職員の人事異動、そして教職員の人事異動に伴う変更となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第42号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第42号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第42号 西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第43号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第9「議案第43号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第43号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」です。提案理由ですが、令和6年度の国の予算単価見直しに伴い、所要の改正をしようとするものです。2ページには、規則改正の規則案を記載しております。具体的な改正内容につきましては、3ページ以降の新旧対照表に基づきご説明申し上げます。西海就学援助規則の別表のほうに、具体的な就学援助費の支給額を規定しております。その中で別表第2、準要保護者就学援助基準というのがございます。それぞれ学用品通学用品費等いろいろな項目に基づいて、規定しているところになりますが、次のページ4ページを開いていただいでよろしいでしょうか。今回、国の予算単価が変更になっている内容が新入学児童生徒学用品費等及び給食費になります。新入学学用品の小学生、改正前が54,060円、改正後が57,060円、中学生につきましては63,000円に変更ありません。給食費につきましては、小学生改正前が53,000円のところ改正後56,000円、中学生が62,000円から64,000円に変更となっており、それぞれ増額改定しております。同様に、別表第3準要保護者就学援助基準、これは市内在住で市外の学校に通学する児童生徒分になります。これにつきましても、新入学児童生徒学用品費等の金額が増額の改定。併せまして、次のページ6ページ、市外在住で市内の学校に通学する児童生徒分になります。これにつきましては、項目が医療費と給食費2項目のみという形になりますが、給食費につきまして、同様の増額改定をするような形になっております。なお、附則ですが、規則につきましては、公布の日から施行し、この規則による改正後の西海就学援助規則の規定につきましては、本年4月1日から適用する予定にしております。

○教育長

ただいま、議案第43号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第43号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第43号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：5月27日（月）午後13時から

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午前10時45分閉会）

署名

令和 年 月 日

教育委員

教育委員

職員